

令和7年3月10日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

多賀町長 久保 久良

市町村名 (市町村コード)	多賀町 (254436)
地域名 (地域内農業集落名)	中川原 (中川原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月27日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

集落内の農業を担う者は7名となり、何れにおいても高齢化、また後継者が確約された状況でない。今後においても集落内で新たに農業を担う者が現れることは期待できないことから、集落外の担い手(認定農家)等に農地利用をお願いしていくことが現実的と考える。

他に、農業用機械共同利用型の営農組織があることから、機械投資経費を削減し機械作業オペレーターの育成を図ることで一定期間の持続の可能性はあるものの、技術修得や人件費の捻出から容易なことではないと考える。

(2) 地域における農業の将来の在り方

集落内の農業を担う者の経営作物は水稻であり、営農組織を含めて新たに畑作物(麦・大豆・ソバ等)への経営転換は課題(法人化・機械投資・技術修得・人材確保、等)が多く現実的ではない。

今般の米価格の高騰は一時的なものであって、未だに収支赤字を逸していないと考えると所得向上として持続することは大変難しく、生産技術の継承の域での持続と考えざるを得ない。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10.22 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.22 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

中川原における農業振興地域内農用地の水田(青地の水田)を地域計画のエリアとする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
前項、3号を基に、随時、農地の集積・集約の検討を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
(旧)農業経営基盤強化促進法第18条での利用権設定満了等に合わせ地域計画の見直しを随時おこない、農地中間管理機構による利用権設定を行う。また本計画に含まない集落内の白地農地についても継続して耕作するときには農地中間管理機構による利用権設定を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
必要に応じて基盤整備を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外の担い手(認定農家)等を受け入れるための農地の集積・集約をはじめとして、集落でできる環境(水利・除草作業)の仕組みづくりの可能性を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
水稻防除等、広域による作業コスト低減可能な団体との連携を図る。 防除作業はJAの支援を受けて取り組んでいきたい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦生産技術を持って農地の保全・管理に取り組む。